

福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 13 号

福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例の一部を改正する条例

福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号テ中「されている」の次に「とともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供されている」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。